

平成 29 年 11 月 10 日

第 11 回
議 事 録

小国町農業委員会

平成29年第11回小国町農業委員会議事録

1. 開催日時 平成29年11月10日（金）午後1時30分から

2. 開催場所 小国町役場 2階 中央会議室

3. 出席委員（8名）

会 長		松岡 克明
会長職務代理者	1 番	宮崎 博美
委 員	2 番	石松 雄平
	3 番	梅木 美代
	4 番	佐藤 仲子
	5 番	穴井 千年
	6 番	佐藤 博義
	7 番	安武 聖

4. 欠席委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 報告第 1 号 許可不要転用届について

第 3 報告第 2 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約届出

第 4 議案第 1 号番号 1 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 5 議案第 1 号番号 2 農地法第 3 条の規定による許可申請について

第 6 議案第 2 号 農地法第 4 条による許可申請について

第 7 議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農地利用集積計画について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 村上 弘雄

事務局職員 磯崎 良一

7. 会議の概要

事務局長 ただ今から、平成29年第11回小国町農業委員会を開催いたします。出席委員は8名で、総会は成立しております。

それでは、小国町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松岡会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員、及び、会議書記の指名を行います。小国町農業委員会会議規則第12条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は、4番 佐藤委員、5番 穴井委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の磯崎さんを指名いたします。以上で日程第1を終わります。

議長 次に、日程第2 報告第1号「許可不要転用届について」、事務局より報告をお願いします。

事務局長 議決案件ではございませんがこの場で報告すると事となっておりますので報告いたします。

報告第1号、許可不要転用届、届出者はここに書いてある会社でございます。訂正をお願いしたいと思いますが、「このことについて下記の農地を農業施設」というふうに書いてありますがここは無線基地局です。「下記の農地を無線基地局として転用したいのでお届けします。」ということでございます。詳しくは別紙を見ていただきたいと思います。まずは転用しようとする土地は黒淵になります。所有者は書面のとおりでございます、転用者はこちらの会社になります。目的は4番に書いてあると

おりで携帯電話のサービスエリアを拡充することで無線基地局を建設したいということでございます。具体的な場所は7ページがおわかりになると思います。航空写真がありますが、赤い円のところが対象地でございます。国道387号線の杉平トンネルを通り過ぎた後の左手になります。説明は以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

(質問・意見なし)

議 長 ないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 次に、日程第3 報告第2号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届出」を、事務局より報告をお願いします。

事務局 長 引き続き報告案件になります。農地法第18条第6項の規定による届け出について。農地法第18条第6項の規定により下記の届け出について受理したことをここに報告する。平成29年11月10日提出、小国町農業委員会会長松岡克明でございます。土地の所在については番号1の大字北里になります。

賃貸人、賃借人は議案のとおりでございますが、解約の理由は双方の合意によるということになります。詳しくは別紙資料の13ページからになります。合意解約の場合は借手の印鑑証明が必須でございます。13・14ページでございます。後の議案で3条の所有権移転の案件がこれに関連してでてまいります。

次に番号2ですが所在地は大字上田になります。貸手借手は議案のとおりでこれも双方の合意によるということでございます。別紙資料は15・16ページで印鑑証明が17ページになります。以上で報告を終わります。

議 長 ただいまの事務局からの報告について何か質問はありませんか。

ありませんの声あり

議 長 ないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 次に、日程第4 議案第1号番号1「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長 つづきまして、議案第1号になります。

農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により下記農地申請があったので審議を求める。平成29年11月10日提出 小国町農業委員会会長松岡克明でございます。番号1でございます。農地の所在は北里で田が6筆、畑が3筆合計9筆です。面積はトータル9,342㎡ 譲渡人、譲受人は以下のとおりでございます。詳しくは別紙の18ページからになります。農地法第3条許可申請書の写しを添付してあります。まずは、譲受人のところですが職業が会社員となっておりますが、この方来年春で定年を迎えその後農業をやるという事でございます。それから21ページでは、これまで農地はございません。22ページに今後の営農として水稻と自家消費野菜。農機具は購入するということでございます。農作業の経歴として10年間の経験があるようになっていますがこれに対する聞き取りは親族の手伝いをやってきたということでございました。今回購入する農地までの距離ですが、32km程度あります。また、家族構成は23ページにあります。権利取得後の下限面積はクリアしておりまして9,342㎡でございます。25ページは購入後の周辺農地との関係26ページが地域との役割分担について記載されております。27ページからが自家消費野菜と水稻についての営農計画がついております。就業労働力は28ページです。それから権利関係ですが、登記簿の写しが29ページからでございます。場所によっては抵当権のついているところもございましたが最終的には抹消されております。それから現場の位置図ですけども40ページからがゼンリン地図を使った農地の場所が確認できるものでございます。それから現地確認ということで地元の農業委員さんとプラス農業委員さんということで46ページに確認書の写しをつけております。現場の状況としては筆ごとに立ち会っておりまして47ページ上から写真が50ページまでです。以上3条の申請内容でございます。以上で終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、北里地区担当の佐藤委員から報告をお願いします。

6 番 10月31日に現地確認をいたしました。以前から話は聞いておりましたが所有者は役場に出とる方で買う方はその方のおじさんになります。管理機構の話もありましたが親族内の話し合いでこういう形になりました。そういう状況を踏まえて審議の方をよろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。
それではこれより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

1 番 これは収量だからさほど問題はないが、10a420kg になつとるが写真ではとても広くいい田に見えるが

6 番 あまりできる方ではないのではないか。7から8俵くらいでしょうか。ふつうでしょう。

5 番 田の等級を下げてあるのではないか。

1 番 写真では広くてとても立派な田に見えるが

6 番 川端であるし水の問題もあるし。

5 番 今は作ってないですか？

6 番 作っています。

1 番 7俵なら山田以下になるが

6 番 皆が親族関係ですから。本家やら分家やらで。

5 番 もめるようなことはないですか

6 番 それはない。

議長 ではよろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定しました。

議長 次に、日程第5 議案第1号番号2「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案書をお開きください。農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により下記農地の申請があったので審議を求めます。平成29年11月10日提出 小国町農業委員会会長松岡克明でございます。番号2です。土地の所在地は大字上田になります。田の2筆で2,932㎡となります。この案件は3条による無償移転です。譲渡人、譲受人は以下のとおりでございます。詳しくは51ページからになります。53ページが作付計画と農業履歴です。通作距離は30mで1～2分のところにある恵まれた農地でございます。54ページが譲受人の家族構成でございます。農地取得後の面積は下限面積をクリアしております。55ページの10,078㎡となっております。それから56ページが農地取得後の周辺地域との関係と地域の役割分担については以下のとおりです。それから、土地については登記簿謄本の写しを57ページからつけております。登記簿を見ていただくとわかるようにいったん土地のやりとりがお互いで行われておりまして農業委員会にもかかっております。今回譲受人のほうの抵当権がありますが元に戻るような形ですので今回に限っては債権者の同意書はつける必要がないのでつけておりません。農地取得後の営農計画が60ページからになりますが、自家処理用として行うとのこと。現場の位置ですがゼンリンの地図が折り込みで入っておりますが自宅の前の橋の横になります。64ページが現場確認書です。現場の状況は65ページに写真が3枚。一番上の写真が車と立会の委員さんが写っていますが右手が対象地になります。真ん中が上からとったもので、一番

下がその反対側からとってものです。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、上田地区担当の私のほうから報告をいたします。譲受人の自宅の前ですね。事情があって所有権を譲渡人にしていただけですが、母親が青空市場で野菜を売っています。またこれから野菜を作っていくたいということです。今後、母親も高齢になっていますが、今回は畑として維持管理していきたいということです。皆様のご審議をよろしくお願いします。

それでは質疑に入ります。何か質問がありますか

5 番 2ページとですね、4ページで同じ地番で名前が違うのはなぜですか

事務局 2ページは賃貸借の解約でご主人の名前ですが、賃貸借していたものを解約したのですが、4ページは、所有権を娘さんが取得するという議案であり、不突合なところがひっかかるようなことはございません。

5 番 問題はないということですね。

事務局 問題はございません。

7 番 この地目は田となっておりますが、しばらく耕作してないのではないか。

事務局 ここ数年荒れていると思います。

議 長 ほうれん草は作っていたが、体調を崩してからあまりできていない。

7 番 これから田んぼを作るのでは。

議 長 いえ、自家消費の野菜を作るということでございます。

事務局 近い将来は、前田といえども所有権を戻してもどなたかにと
いう相談もあっております。

1 番 いい田です。場所もいいです。

6 番 場所はいいが日当てがよくない。

2 番 基盤整備はしてあるからですね。

議 長 他に何か質問はありますか。なければ採決いたします。議案第1号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第1号番号2は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第6 議案第2号 「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事 務 局 長 はい。それでは議案書をお開きください。議案第2号になります。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第4条第1項の規定により下記農地の申請があったので意見を求める。平成29年11月10日提出小国町農業委員会会長松岡克明でございます。番号1です。土地は北里になります。3筆で1,450㎡です。申請人は以下のとおりでございます。今回の申請理由は植林でございます。転用の理由は農地として維持管理が困難なためということで詳しくは別紙の66ページからになります。現場の状況としましては、72ページをごらんいただきたいと思っております。ゼンリン地図で国道が走っているところのお寺があるところから縦長にまっすぐ入った土地がありまして周りを山林に囲まれた状況になっております。排水同意書につきましては74ページ。それから今回はこれから植林ということで、事業計画書は75ページ、字図が76ページ、周辺の方の同意書が77ページについております。現場の確認書が78ページについてございまして現場の写真の状況が79ページについております。一番状

況がわかるのが真ん中の写真でシートを張ったハウスがありますが、道路から見ると奥の方に細長く広がっている農地でございます。以上で説明を終わります。

議 長 ただいまの事務局の説明に関連して、北里地区担当の佐藤委員から報告をお願いします。

6 番 これも、10月31日に現地確認をいたしまして、場所は説明があったとおりにお寺の下になるところで、民家の車庫があるところから入ったところですよ。田んぼが作れるような状況ではありません。水もないし7・8年前に近くの山も崩れて水路が埋まってしまつたので何もできないところですよ。本人がクヌギを植えたいということでございます。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

4 番 これは、調査の時にひっかかったものですか。

事 務 局 いいえ、違います。

4 番 では新たな案件ですか。ではやはり申請を出さないといけないという事ですかね。

事 務 局 これは新たな植林ですので通常の転用で手続きが必要です。

議 長 他にありませんか。よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長 全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定しました。

議 長 次に、日程第7 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農地利用集積計画の決定について

て」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 長

前の案件で補足しますが、農地法 4 条の案件なので、許可相当として意見を付して県知事に上げますので、許可は県知事がするというごさいますので補足いたします。それでは別紙ですね。議案第 3 号になります。議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権の貸借でございます。この案件につきましては、表の真ん中のところに内容という欄がありますが、再設定となっております、貸し借りの更新の通知がきて新たに利用権の設定をしたということでございますので、詳細の借手の情報は説明は省かせていただきます。農地については北里と西里でございまして、5 筆でございます。面積が 7,454 m²、利用権を設定する方は以下のとおりで、借手はこれまでと同じ方になります。利用の目的は田で期間は 5 年間、10a 当たりの賃借料は 13,600 円です。以上で説明を終わります。

議 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議 長

それでは採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

議 長

全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定しました。

議 長

それでは、以上をもちまして、小国町農業委員会第 11 回総会を閉会致します。

平成29年第11回小国町農業委員会の議事録に相違ないことを証するためここに署名する。

4 番

5 番